

政策評価結果の政策への反映状況

平成23年度 評価結果反映状況報告書

平成24年9月7日 国土交通省

国土交通省政策評価基本計画（平成24年9月7日改正）に基づき、平成23年度における政策アセスメント（事業評価方式）、政策チェックアップ（実績評価方式）、政策レビュー（総合評価方式）、個別公共事業の評価（事業評価方式）、個別研究開発課題の評価（事業評価方式）、規制の事前評価（RIA）（事業評価方式）及び租税特別措置等に係る政策評価（事業評価方式）の結果の政策への反映状況について取りまとめた。それぞれの評価結果の政策への反映状況についての概要は、以下のとおりである。

今後とも、政策評価の結果を、予算要求、法令等による制度の新設・改廃等の企画立案作業における重要な情報として適切に反映していく。

1) 政策アセスメント（事業評価方式）

平成24年度予算概算要求、税制改正要望等に係る25件の新規施策について政策アセスメントを実施し、その結果を「平成24年度予算概算要求等に係る政策アセスメント結果（事前評価書）」として平成23年9月27日に決定し、同月30日に公表した。

また、平成23年9月に作成した評価書に必要な修正等を行い、「平成23年度政策アセスメント結果（評価書）」として平成24年3月29日に決定し、同月30日に公表した。評価結果の政策への反映状況は、別添1のとおりである。

2) 政策チェックアップ（実績評価方式）

平成22年度の業績測定として、13の政策目標と224の業績指標を対象に47の施策目標（中見出し）で構成される評価書を取りまとめ、平成23年9月27日に決定し、同月30日に公表した。現時点での評価結果の予算要求等への反映状況は、別添2のとおりである。

3) 政策レビュー（総合評価方式）

平成23年度に9テーマについて評価書を取りまとめ、平成24年3月27日に決定し、同月30日に公表した。現時点での評価結果の予算要求等への反映状況は、別添3のとおりである。

4) 個別公共事業の評価

平成24年度予算等に向け、直轄事業等について、新規事業採択時評価、再評価を実施し、平成24年1月30日に「個別公共事業の評価書」として決定し、同日に公表した。また、補助事業等の新規事業採択時評価、再評価、直轄事業等及び補助事業等の完了後の事後評価を実施し、平成24年4月3日に「個別公共事業の評価書(その2)」として決定し、同年4月6日に公表した。

個別箇所で予算内示される事業に係るものについては、平成23年9月29日に「平成24年度予算概算要求に係る個別公共事業評価書」として決定し、同月30日に公表し、評価結果を平成24年度予算概算要求に反映させた。

評価の結果は、平成24年度予算等に反映した。評価結果の反映状況の概要については、別添4のとおりである。

5) 個別研究開発課題の評価

新規課題として開始しようとする個別研究開発課題について事前評価を、研究開発期間が5年以上の課題及び期間の定めのない個別研究開発課題について中間評価を、研究期間が終了した個別研究開発課題を対象として終了時評価を実施し、平成24年3月27日に、「個別研究開発課題の評価書-平成23年度-」として決定し、同月30日に公表した。

平成24年度予算概算要求時点で内容が明らかになる新規の個別研究開発課題については、平成23年9月27日に「平成24年度予算概算要求に係る個別研究開発課題評価書」として決定し、同月30日に公表した。

評価の結果は、事前評価及び中間評価にあつては予算要求等に、終了時評価にあつては今後の研究開発の実施にあたり反映している。評価を実施した対象課題の名称と評価結果の政策への反映状況は、別添5のとおりである。

6) 規制の事前評価(RIA)(事業評価方式)

規制の新設又は改廃(19件)に係る政策を対象として評価を実施し、その結果を随時「規制の事前評価書」として決定し、公表した。

評価結果の政策への反映状況は、別添6のとおりである。

7) 租税特別措置等に係る政策評価(事業評価方式)

租税特別措置等に係る政策を対象として評価を実施し、平成23年9月27日に「租税特別措置等に係る政策評価」として決定し、同月30日に公表した。

評価結果の政策への反映状況は、別添7のとおりである。

(1) 政策アセスメント（事業評価方式）

①政策アセスメントを実施した施策〈24年度予算概算要求時〉

平成 24 年度予算概算要求に当たり、予算概算要求、税制改正要望等に係るものを中心とする 25 の施策を対象として、政策アセスメント（事業評価方式）を実施し、その結果を平成 23 年 9 月 30 日に「平成 24 年度予算概算要求等に係る政策アセスメント結果（事前評価書）」として公表。

No.	政策の名称	政策評価の結果の政策への反映状況
政策目標 1 少子・高齢化等に対応した住生活の安定の確保及び向上の促進		
1	民間賃貸住宅等を活用した住宅セーフティネットの確立	予算概算要求を行った。 (概算要求額 20,000 百万円)
政策目標 2 良好な生活環境、自然環境の形成、バリアフリー社会の実現		
2	自動車と家庭・業務の省CO2・省エネルギー管理の一体的推進の創設	予算概算要求を行った。 (概算要求額 120 百万円)
3	地域交通のグリーン化を通じた電気自動車の加速度的普及促進の創設	予算概算要求を行った。 (概算要求額 777 百万円)
4	都市における地産地消型再生可能エネルギー活用の推進	予算概算要求を行った。 (概算要求額 470 百万円)
5	震災復興下水道未利用エネルギー活用事業の創設	予算概算要求を行った。 (概算要求額 2,312,109 百万円の内数)
政策目標 3 地球環境の保全		
6	低炭素・循環型社会形成推進事業の創設	予算概算要求を行った。 (概算要求額 100 百万円)
7	エネルギー面的利用推進事業の創設	予算概算要求を行った。 (概算要求額 1,000 百万円)
政策目標 4 水害等災害による被害の軽減		
8	長周期地震動情報の提供	予算概算要求を行った。 (概算要求額 60 百万円)
9	街区防災性能等向上促進事業の創設	予算概算要求を行った。 (概算要求額 1,000 百万円)
10	下水道総合地震対策事業の拡充	予算概算要求を行った。 (概算要求額 2,312,109 百万円の内数)
11	既設昇降機・天井の安全確保の促進	予算概算要求、税制改正要望を行った。 (概算要求額 10,000 百万円)
12	大規模災害に迅速に対応可能な無人化施工技術の推進	予算概算要求を行った。 (概算要求額 12 百万円)
政策目標 5 安全で安心できる交通の確保、治安・生活安全の確保		
13	鉄道施設緊急耐震対策事業の創設	予算概算要求を行った。 (概算要求額 300 百万円)
政策目標 6 国際競争力、観光交流、広域・地域間連携等の確保・強化		
14	国際バルク戦略港湾における総合的な施策の創設	予算概算要求、税制改正要望、定員要求を行った。 (概算要求額 4,669 百万円) (定員要求 1 名)
15	Fly to Japan! 事業の創設	予算概算要求を行った。 (概算要求額 1,186 百万円)
16	日中国交正常化 40 周年記念青少年招請事業の創設	予算概算要求を行った。 (概算要求額 100 百万円)
17	災害時における訪日外国人旅行者に向けた情報提供のあり方に関する調査事業の創設	予算概算要求を行った。 (概算要求額 30 百万円)
18	ユニバーサルツーリズム促進事業の創設	予算概算要求を行った。 (概算要求額 19 百万円)
19	歴史的風致維持向上推進	予算概算要求を行った。

	等調査の創設	(概算要求額 130 百万円)
20	国管理空港の経営改革の推進	予算概算要求、定員要求を行った。 (概算要求額 593 百万円) (定員要求 4 名)
政策目標 9 市場環境の整備、産業の生産性向上、消費者利益の保護		
21	中古不動産流通市場整備・活性化事業の創設	予算概算要求、定員要求を行った。 (概算要求額 120 百万円) (定員要求 1 名)
22	代替エネルギー船舶に関する総合対策の創設	予算概算要求を行った。 (概算要求額 647 百万円)
政策目標 10 国土の総合的な利用、整備及び保全、国土に関する情報の整備		
23	「新しい公共」による地域づくり活動に係るプラットフォーム事業の創設	予算概算要求を行った。 (概算要求額 30 百万円)
24	地理空間情報ライブラリーの運用	予算概算要求を行った。 (概算要求額 141 百万円)
25	離島の流通効率化・コスト改善事業費交付金の創設	予算概算要求を行った。 (概算要求額 1,000 百万円)

②政策アセスメントを実施した施策〈24 年度予算概算要求時実施分の追加修正等〉

「平成 24 年度予算概算要求等に係る事前評価書」(平成 23 年 9 月 30 日公表)に、必要な修正及び追加を行い、24 年 3 月 30 日に「平成 23 年度政策アセスメント結果(評価書)」として公表。

No.	政策の名称	政策評価の結果の政策への反映状況
政策目標 6 国際競争力、観光交流、広域・地域間連携等の確保・強化		
1	国管理空港の経営改革の推進	関係法律の国会提出を行った。

(2) 政策チェックアップ（実績評価方式）

所掌する全ての政策について、別表のとおり体系化した上で、毎年度評価を実施。
47の施策目標に係る政策を対象に政策チェックアップ（実績評価方式）を実施し、その結果を平成23年9月30日に「平成22年度政策チェックアップ評価書」として公表。

No.	政策の名称	政策評価の結果の政策への反映状況
1	居住の安定確保と暮らしやすい居住環境・良質な住宅ストックの形成を図る	【引き続き推進】 関連する事務事業は目標達成に向け寄与しており、引き続き住生活基本計画(全国計画)に基づき、良質な住宅の取得と賃貸住宅の供給を促進するため予算要求等を行った。 (概算要求額 114,532,000千円)
2	住宅の取得・賃貸・管理・修繕が円滑に行われる住宅市場を整備する	【改善・見直し】 関係する事務事業は、直接的または間接的に目標達成に寄与するものであるため、引き続き住生活基本計画(全国計画)等に基づき、住宅の取得・賃貸・管理・修繕が円滑に行われる住宅市場を整備するため予算要求等を行った。 (概算要求額 43,366,299千円)
3	総合的なバリアフリー化を推進する	【改善・見直し】 評価結果を踏まえ、引き続き当該事業を推進するために必要な経費を要求した。 (概算要求額 49,006千円)
4	海洋・沿岸域環境や港湾空間の保全・再生・形成、海洋廃棄物処理、海洋汚染防止を推進する	【引き続き推進】 <予算要求> ・海防法の周知徹底及び海洋汚染防止等を推進していくための予算を要求した。 ・船舶油濁損害賠償保障法を的確に運用するための予算を要求した。 ・効率的な土砂管理対策による砂浜の創出を推進することとし、必要な予算を要求した。 ・港湾における廃棄物海面処分場の計画的な確保を推進することとし、必要な予算を要求した。 (概算要求額 164,115,663千円の内数) <定員要求> 港湾における新たな環境影響評価制度への対応に係る企画及び立案、各関係者との連携及び調整を実施する体制を整備する必要があるため、増員を要求した。 (定員要求： 1名)
5	快適な道路環境等を創造する	【引き続き推進】 評価結果を踏まえ、平成22年2月に作成された「無電柱化に係るガイドライン」に沿って同時整備方式等の効率的な手法を活用しつつ無電柱化を推進、環境性能に優れた自動車に対する自動車重量税・自動車取得税の時的限的減免措置を実施した。 (概算要求額 470,314,976千円の内数)
6	水資源の確保、水源地域活性化等を推進する	【引き続き推進】 政策評価を踏まえ、安全・安心な水資源の確保や水源地域の活性化等を推進するため、今後も引き続き水資源開発施設の整備を着実に実施するとともに、水資源の安定性確保、水源地域の活性化等の施策を推進する。また、国連ミレニアム目標の達成に向け引き続き水資源施策の発信、世界の水資源政策担当部局との政策交流等を実施する。上記施策を引き続き推進することとし、必要な経費を要求した。 (概算要求額 11,202,834千円)
7	良好で緑豊かな都市空間の形成、歴史的風土の再生等を推進する	【引き続き推進】 評価結果を踏まえ、引き続き当該事業を推進するために必要な経費を要求した。 (概算要求額 21,996,695千円)
8	良好な水環境・水辺空間の形成・水と緑のネットワークの形成、適正な汚水処理	【改善・見直し】 評価結果を踏まえ、引き続き当該事業を推進するために必要な経費を要

	の確保、下水道資源の循環を推進する	求した。 (概算要求額 54,616,951千円)
9	地球温暖化防止等の環境の保全を行う	【改善・見直し】 評価結果を受け、国土交通分野における環境負荷の低減を引き続き図るために、地球温暖化対策を初めとする環境政策・省エネルギー政策を推進するための予算を要求した。 (概算要求額 57,886,306千円)
10	自然災害による被害を軽減するため、気象情報等の提供及び観測・通信体制を充実する	【改善・見直し】 <予算要求> 評価結果を踏まえ、引き続き当該事業を推進するために必要な経費を要求した。 (概算要求額 22,912,101千円) <定員要求> 台風中心位置予報を含む数値予報の精度向上のための観測データ活用推進体制の強化のために所要の定員を要求した。 (定員要求：4名)
11	住宅・市街地の防災性を向上する	【改善・見直し】 評価結果を踏まえ、防災公園等機能強化推進事業及び防災公園・市街地一体整備事業を廃止し、都市公園防災事業等への重点化、「下水道浸水被害軽減総合事業」へ「雨に強い都市づくり支援事業」を統合し、当該施策を推進するために必要な経費を要求した。 (概算要求額 86,515,000千円)
12	水害・土砂災害の防止・減災を推進する	【改善・見直し】 ・災害危険度の高い地域における効果的な災害予防対策を着実に実施するとともに、災害が発生した地域における再度災害の防止対策を適切に実施 ・必要性・事業効果等を勘案した優先順位付けの徹底 など、効果的・効率的な水害、土砂災害対策の推進を図る。 (概算要求額 1,260,971,053千円)
13	津波・高潮・侵食等による災害の防止・減災を推進する	【引き続き推進】 ・災害危険度の高い地域における効果的な災害予防対策を着実に実施するとともに、災害が発生した地域における再度災害の防止対策を適切に実施 ・必要性・事業効果等を勘案した優先順位付けの徹底 など、効果的・効率的な津波・高潮・侵食等による災害対策の推進を図る。 (概算要求額 19,260,395千円)
14	公共交通の安全確保・鉄道の安全性向上、ハイジャック・航空機テロ防止を推進する	【改善・見直し】 <予算要求> 全体的に施策目標の達成に向けた順調な推移を示しており、本施策が施策目標の達成に有効かつ効率的に機能していると評価できることから、当該施策のより一層の推進に向け、所要の予算要求等を行った。 (概算要求額 157,379,431千円) <定員要求> 高度な電子機器の導入が急速に進んでいる鉄道の安全・安定輸送を確保するため、電子機器が原因の事故やトラブルの詳細な分析と再発防止対策の検討、鉄道事業者とメーカーとの調整及び指導の強化等を行うための所要の定員を要求した。(定員要求：1名) 今後の小型航空機の利用拡大を鑑み、小規模運航者が多い等の小型航空機運航の特性に対し、適確な安全対策を講じるため、また、危険物の航空輸送における安全確保を図るための所要の定員を要求した。 (定員要求：5名)
15	道路交通の安全性を確保・向上する	【改善・見直し】 評価結果を踏まえ、幹線道路と生活道路での交通事故対策を両輪として、データに基づいた効果的・効率的な対策を実施し、特に幹線道路に

		<p>おいては、限られた予算の中、交通事故対策への投資効率を最大限高めるため、「成果を上げるマネジメント」を交通安全分野に導入した。また、地方自治体における長寿命化修繕計画策定への支援を図る。 (概算要求額 1,725,183,000 千円の内数)</p>
16	住宅・建築物の安全性の確保を図る	<p>【引き続き推進】 評価結果を踏まえ、施策を継続することとした。 (概算要求額ー)</p>
17	自動車事故の被害者の救済を図る	<p>【引き続き推進】 評価結果等を踏まえ、新規介護料受給対象者数の増加が見込まれることから、所要額を要求した。 (概算要求額 17,490,843 千円)</p>
18	自動車の安全性を高める	<p>【引き続き推進】 評価結果を踏まえ、引き続き自動車の安全性を高めるために必要な経費を要求した。 (概算要求額 3,504,543 千円)</p>
19	船舶交通の安全と海上の治安を確保する	<p>【改善・見直し】 評価結果を受け、「海難及び船舶からの海中転落における死者・行方不明者数」の減少させるためには、救助・救急体制の充実及び海域利用者ここの意識向上の双方を推進していくことが必要不可欠であることから、所要額を要求した。また、「ふくそう海域を閉塞するような大規模海難の発生ゼロ」を再び達成するためにも、平成 21 年に改正された海上交通安全法及び港則法により業務が拡大、効率的、かつ有効な情報提供の強化を図るため、所要額を要求した。 (概算要求額 90,063,927 千円)</p>
20	海上物流基盤の強化等総合的な物流体系整備の推進、みなとの振興、安定的な国際海上輸送の確保を推進する	<p>【改善・見直し】 <予算要求> 現在、取り組んでいる施策については目標値に到達するよう、引き続き実施していく。また、経済構造の一層のグローバル化、地球温暖化対策の必要性の高まり、中長期的な原油価格の上昇、少子高齢化を背景とする労働力不足の到来等、物流をとりまく情勢の変化等に対しても適確に対応していくこととし、必要な経費を要求した。 (概算要求額 376,987,864 千円)</p> <p><定員要求> (喫緊の課題となっている港湾の国際競争力強化を図るため、低コストで迅速・多頻度かつ確実な国際海上輸送ネットワークを構築するためなど所要の定員を要求した。 (定員要求： 21 名、振替減 1 名)</p>
21	観光立国を推進する	<p>【改善・見直し】 <予算要求> 政策評価を踏まえ、訪日旅行促進事業、MICE の開催・誘致の推進、訪日外国人旅行者の受入環境整備事業、観光地域づくりプラットフォーム支援事業、観光地域づくり人材育成事業及び休暇取得の分散化に関する導入促進事業など観光立国の推進に必要な経費を要求した。 (概算要求額 12,985,703 千円)</p> <p><定員要求> 効率的な訪日観光プロモーションに必要なマーケティング戦略立案及び効果測定に係る事務と、観光旅行の促進のための環境の整備に係る事務を強化するため所要の定員を要求した。 (定員要求： 2 名)</p>
22	景観に優れた国土・観光地づくりを推進する	<p>【引き続き推進】 評価結果を踏まえ、引き続き当該事業を推進するために必要な経費を要求した。 (概算要求額 599,113 千円)</p>
23	国際競争力・地域の自立等を強化する道路ネットワークを形成する	<p>【引き続き推進】 評価結果を踏まえ、必要に応じて現道も活用しながら効率的なネットワーク整備を推進、首都圏三環状等の環状道路を供用目標の達成に向けて着実に整備を図る。</p>

		(概算要求額 1,762,783,000 千円の内数)
24	整備新幹線の整備を推進する	<p>【引き続き推進】</p> <p>平成 21 年度の業績指標（5 大都市からの鉄道利用所要時間が 3 時間以内である鉄道路線延長）の実績値は 15,400 km であり、目標値（15,700 km）の達成に向けて順調に整備が進んでいる状況。今後とも、整備新幹線については、予定どおりの完成・開業を目指して着実に整備を進めるため、所要額を要求した。</p> <p>(概算要求額 73,300,000 千円)</p>
25	航空交通ネットワークを強化する	<p>【引き続き推進】</p> <p><予算要求></p> <p>国際競争力の強化、地域活力の向上などの推進等に向けて、国際拠点空港の整備、既存ストックを活用した空港の高質化、航空交通容量の拡大等を推進するために所要の予算を要求した。</p> <p>(概算要求額 250,486,852 千円)</p> <p><定員要求></p> <p>また、航空交通量の増大が予想される中で、高い安全性を確保しつつ円滑かつ効率的な航空交通の形成を図るため、効率的な管制業務を提供するためなど所要の定員を要求した。</p> <p>(定員要求： 8 名)</p>
26	都市再生・地域再生を推進する	<p>【改善・見直し】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・官民共同事業や複数市町村による連携事業への支援の強化 ・民間都市開発の更なる促進に向けての要件緩和等の施策の実施 ・地方公共団体にとって自由度が高く創意工夫が活かせる交付金の創設等 <p>の反映状況を踏まえ、対前年度比 79 億円増の要求を行った。</p> <p>【概算要求額 36,126,212 千円】</p>
27	流通業務立地等の円滑化を図る	<p>【引き続き推進】</p> <p>評価結果を踏まえ、施策を継続することとした。</p> <p>(概算要求額—)</p>
28	集約型都市構造を実現する	<p>【引き続き推進】</p> <p>評価結果を踏まえ、施策を継続することとした。</p> <p>(概算要求額—)</p>
29	鉄道網を充実・活性化させる	<p>【引き続き推進】</p> <p>平成 21 年度実績値が目標値の達成に向けて概ね順調に推移していることを踏まえ、引き続き、所要の予算要求を行った。</p> <p>(概算要求額 27,250,133 千円の内数)</p>
30	地域公共交通の維持・活性化を推進する	<p>【改善・見直し】</p> <p>評価結果を踏まえ、引き続き地域公共交通の維持・活性化を推進するために必要な経費を要求した。</p> <p>(概算要求額 46,200,528 千円)</p>
31	都市・地域における総合交通戦略を推進する	<p>【引き続き推進】</p> <p>評価結果を踏まえ、引き続き当該事業を推進することとしたことから所要額を要求した。</p> <p>(概算要求額 69,000 千円)</p>
32	道路交通の円滑化を推進する	<p>【引き続き推進】</p> <p>評価結果を踏まえ、既存道路の拡幅や交差点の立体交差化等の対策を効果の高い箇所に対し重点化して実施、開かずの踏切等に対して連続立体交差事業等の抜本的な対策をスピードアップの工夫をしながら実施を図る。</p> <p>(概算要求額 1,592,874,319 千円の内数)</p>
33	社会資本整備・管理等を効果的に推進する	<p>【引き続き推進】</p> <p>引き続き VFM 最大化へ向けた取組みを推進するにあたり必要な費用を要求した。(概算要求額 2,133,526 千円)</p>
34	不動産市場の整備や適正な土地利用のための条件	<p>【引き続き推進】</p> <p>評価結果を踏まえ、不動産市場の持続的な発展を更に推進するため、市</p>

	整備を推進する	場の整備や、適正な土地利用のための条件整備に向けた取組等について支援を図るための予算を要求した。 (概算要求額4,673,618千円)
35	建設市場の整備を推進する	【引き続き推進】 さらなる建設市場整備の推進を図るため、建設金融支援策の強化、取引・契約の適正化・対等化、成長戦略の担い手としての建設産業の育成等を推進する取組について支援を図る。 (概算要求額2,050,378千円)
36	市場・産業関係の統計調査の整備・活用を図る	【引き続き推進】 評価結果を踏まえ、引き続き既存統計の実施に必要な経費を要求するとともに、既存統計の見直しに係る経費を要求した。 (概算要求額868,800千円)
37	地籍の整備等の国土調査を推進する	【改善・見直し】 都市部の地籍調査の重点的実施のほか、官有地と民有地の境界を先行的に調査する都市部官民境界基本調査の実施や都市部に多く存在する民間測量成果等の活用等により、都市部の地籍整備を推進する。山村部において、林野庁と連携し、森林施業に資する地域において地籍調査や山村境界基本調査を重点的に実施する。また、公共事業等の測量成果等について追加作業や補正を行い、登記所備付図面をより精度の高い図面に差し替えるための手法の検討を行う。 (概算要求額14,169,166千円)
38	自動車運送業の市場環境整備を推進する。	【引き続き推進】 本施策は、トラック運送に係る荷主とトラック運送事業者の望ましいパートナーシップを構築するための環境整備に係る経費について平成21年度より予算要求を行っている。また、平成22年度からは、当該経費に加え、規制緩和の影響も含めたトラック運送事業が抱える課題等について、行政・事業者等の関係者が今後取り組んでいくべき方向性を策定するための経費について要求を行った。 (概算要求額11,685千円)
39	海事産業の市場環境整備・活性化及び人材の確保等を図る	【引き続き推進】 需給バランスの不均衡による過当競争のおそれを踏まえ、市場歪曲性を有する政府支援等を防止するための国際的枠組（OECD新造船協定）の確立を加速する。 (概算要求額9,756,889千円)
40	総合的な国土形成を推進する	【引き続き推進】 評価結果を踏まえ、総合的な国土形成を推進するため、引き続き国土のモニタリングを実施するとともに、大都市圏における重点的な政策課題への対応を推進するため、大都市圏戦略の実現に向けた調査、大都市圏におけるテレワーク導入効果及び推進方策を検討する。また、官民協働による広域的な地域戦略の策定・実施及び琵琶湖周辺の都市環境の形成方策に関する調査を実施するために必要な経費を要求した。 (概算要求額2,034,849,387千円)
41	国土の位置・形状を定めるための調査及び地理空間情報の整備・活用を推進する	【引き続き推進】 評価結果を踏まえ、電子基準点の観測及び衛星測位の近代化・高度化に対応するため、準天頂衛星を含めた全世界的衛星測位システム（GNSS）に対応した受信機・アンテナを順次導入する。また、基盤地図情報の整備・更新を強力に推進するとともに、基盤地図情報の相互活用のための地域における関係者の連携体制の構築や相互活用の仕組み作りに引き続き取り組む。さらに、次期地理空間情報活用推進基本計画の策定に向けた計画に盛り込むべき事項に関する検討や新事業創出のためのルール・仕組みづくりなど、国として実施すべき府省横断的なルールや制度の整備を行い、地理空間情報の活用推進に必要な環境の整備を推進する。上記施策に必要な経費を要求した。 (概算要求額4,770,930千円)
42	離島等の振興を図る	【改善・見直し】 離島地域における交流・定住人口拡大施策の実施中の事業においては、各地域が離島振興計画に基づき、重点化して応募した創意工夫ある取組に対して、国として支援することとしている。

		評価結果を踏まえて、地域からの応募段階においても離島振興計画上の位置づけの明確化を求めるなど、応募案件の重点化を促すこととし、引き続き離島の体験滞在交流事業について対象地域における要望を踏まえつつ必要な経費を要求した。(概算要求額64,811,328千円)
43	北海道総合開発を推進する	【引き続き推進】 平成20年7月に閣議決定された「地球環境時代を先導する新たな北海道総合開発計画」においては、「開かれた競争力ある北海道」、「持続可能で美しい北海道」、「多様で個性ある地域から成る北海道」の実現を戦略的目標とし、これらの目標を達成するための5つの主要施策を推進することとしており、評価結果を踏まえ、これらの主要施策を推進するための事務・事業に係る予算を要求した。 (概算要求額185,664,465千円)
44	技術研究開発を推進する	【引き続き推進】 国土交通省技術基本計画(平成20年4月策定)に基づき、技術研究開発の特性に応じた施策を展開するために必要な額を要求。 (概算要求額22,304,744千円の内数)
45	情報化を推進する	【引き続き推進】 評価結果を踏まえ、引き続き情報化を推進するために必要な経費を要求した。 (概算要求額3,363,359千円)
46	国際協力、連携等を推進する	【引き続き推進】 評価結果を踏まえ、国際協力、連携等の取り組みを積極的に推進するため、関係機関等との連携・調整等を図りながら被援助国のニーズ把握を踏まえ、国際会議、国際セミナー、研修、調査実施のための予算を要求した。 (概算要求額1,445,542千円)
47	環境等に配慮した便利で安全な官庁施設の整備・保全を推進する	【引き続き推進】 評価結果を踏まえ、引き続き環境等に配慮した便利で安全な官庁施設の整備・保全を推進するために必要な経費を要求した。 (概算要求額19,525,919千円)

(3) 政策レビュー（総合評価方式）

- ① 以下の9つのテーマを対象として政策レビュー（総合評価方式）を実施し、その結果を平成24年3月30日に「平成23年度政策レビュー結果（評価書）」として公表。

No.	政策の名称	政策評価の結果の政策への反映状況
1	仕事の進め方の改革－第2回フォローアップ－	<p>【引き続き推進】</p> <p>国土交通省では、統合のメリットを活かし、より質の高い行政サービスを提供することを目的に、「仕事の進め方の改革」に基づく取組みを実施してきているところであり、今回のフォローアップ調査においても、①成果主義、②局横断的な取組み、③国民参画、④アカウントビリティ、⑤国民本位で効率的な質の高い行政、それぞれのアウトカム目標について一定の改善が見られた。例えば、成果主義においては特に入省5年未満の若い職員における認識が改善していると言った傾向が見られたところである。</p> <p>今後は、以下の対応方針を踏まえ、国土交通省の仕事の進め方の改革に基づく取組みを一層推進し、若い職員を含め全職員が積極的にその持てる能力を最大限に発揮できるような環境の下、省内外、本省、地方にわたり、広域的かつ専門的な知識と経験を活かした行政を展開していく必要がある。</p> <p>（成果主義）</p> <p>成果主義について進捗が見られるものの、引き続き、職員や組織のアウトカム意識の徹底が図られるようにすべきである。また、業務の目標設定については、庶務業務など一部職種で、目標設定がしにくいという現状がある。そういった職種においては、どのように成果主義、アウトカム意識の浸透を進めていくかの検討が必要である。</p> <p>（局横断的な取組み）</p> <p>国民や自治体、事業者からは、国土交通省の総合性の重視についてさらなる改善が必要とされているから、今後も引き続き普段から他部局との情報交換、交流を促進し、今回の東日本大震災のような有事の際にも効率的に業務を遂行できるような情報共有等の方法等について、検討を行うべきである。</p> <p>（国民参画）</p> <p>国民参画の取組みの内容の改善（魅力付けや、参加しやすい雰囲気作りなど）や、取組みの情報発信により、多くの国民が積極的に参加したいと思える状況を創出していくべきである。ただし、その際には、取組みの促進に伴う作業量やコストの増加に配慮した、効率的な対応が必要である。</p> <p>（アカウントビリティ）</p> <p>情報提供に関する国民の認識は、前回政策レビューから改善しており、国民と職員の認識の差も縮まっている。今後も「社会資本整備のアカウントビリティ向上行動指針」に沿って国民への情報提供を引き続き進める。</p> <p>（国民本位で効率的な質の高い行政）</p> <p>今後も引き続き、職員の一人一人が真摯な対応を取ることが出来るよう啓発を続けるとともに、自らの取組みについて、国民に知ってもらえるような情報発信が重要である。また、自治体や民間事業者からは、国土交通省の「的確な助言や指導」、「有用な情報の提供」についてのニーズが高いこと、また、東日本大震災においてコミュニケーション等について改善を求める意見が存在したことから、自治体、民間事業者等とのより一層の連携を図る必要がある。</p>
2	美しい国づくり政策大綱	【引き続き推進】

施策グループ 1

<① 事業における景観形成の原則化>

- 景観形成の原則化のための基準等への反映及び事業実施についての取り組みや進捗状況の把握の継続。
- 中小規模の市町村を中心とした地方公共団体に対する、景観配慮の取り組みや事業における景観要素が位置付けられた技術基準等の周知等による景観形成の原則化の促進。

施策グループ 2

<② 公共事業における景観アセスメント（景観評価）システムの確立>・<③ 分野ごとの景観形成ガイドラインの策定等>

- 景観アセスメント（景観評価）システムの確立、ガイドライン策定については、着実に公共事業に広く浸透してきた事前評価に加え、事後評価も含めて景観検討実績を積み重ね、構想段階から維持管理段階までの一貫性の担保にも着目しつつ適切な運用が図られるよう努める。
- 屋間障害標識・航空障害灯の設置基準緩和については、景観にも配慮した物件設置が着実に進み、良好な景観形成に一定の効果をあげているといえ、今後も動向に注意しながら適切に運用。

施策グループ 3

<④ 景観に関する基本法制の制定>・<⑤ 緑地保全、緑化推進策の充実>・<⑦ 屋外広告物制度の充実等>

- 良好な景観形成の効果をより精緻に把握する方策や市町村の意識啓発を図り積極的な景観形成の取り組みを促進する方策の検討・周知。
- 広域的な景観の保全・創出に向けた効果的な広域景観形成のあり方等の検討、先進的な取り組みを進める事例の収集及び地方公共団体への周知。
- 国民、事業者を含む多様な主体による景観形成の取り組みの更なる増加やその継続に向けた意識啓発や教育・人材育成の充実と、その一環として、都市の景観に関係の深い文化政策との効果的な連携強化を図る。
- 住宅地、商業地等の市街地等必ずしも特徴的景観を有しない地域における景観創出を含め、地域特性に応じた個性豊かな景観形成への取り組みが一層促進されるよう、景観形成基準等の設定とその効果的な運用のあり方の検討、先進的な取り組みを進める事例の収集、顕彰等及び地方公共団体や景観に関するまちづくり団体への周知の継続的実施・充実。
- 景観形成に取り組む意向のある市町村の円滑な取り組みの促進や景観に関わる職員の専門性の向上等を図るため、景観法に基づく制度や自主的な取り組みとの効果的な連携等の先進的な取り組みや成果事例の収集・周知、景観計画行政団体等の間における情報交換を円滑にするための支援。
- 地方公共団体が、目標像にむかって、より積極的かつ円滑に景観形成に取り組めるよう、景観法及び屋外広告物法等の運用や制度について、逐次、必要な改善を積み重ねる。
- 多様で複雑な制度体系を有する都市緑地法の各種制度について、国の担当者による現地での説明会の実施等、既存制度の一層の活用のための普及啓発や関係部局との連携。
- 民有地における緑地の保全を推進するため、特別緑地保全地区制度等の更なる活用を図るとともに、樹木1本1本に対しても更なる保全を実施するため、景観法に基づく景観重要樹木の活用や新たな制度の創設等について検討。
- 民有地における緑化を推進するため、緑化地域制度や地区計画等緑化率条例制度の推進と課題への対応。
- 都市公園等の社会的要請に応じた整備、ストックの有効活用、施設の長寿命化、効率的な維持管理の推進。
- 緑地管理機構制度や管理協定制度等の都市緑地法における管理に関する制度の更なる活用促進や地方公共団体の取り組みを参考としたあり方の検討、地域住民、NPOによる公園施設の設置・管理のような新しい主体によるマネジメントシステムの構築等を通じた公園緑

地の質の向上。

- 屋外広告物の適正化の取り組みが促進されるよう、屋外広告物に関する公共団体や事業者に対する意識啓発を図るとともに、事業者等に対する効果的な制度周知方策のあり方、許可制度や違反広告物への措置の効果的な運用のあり方の検討や成果事例の収集・周知及び様々な形態の広告物への対応等の最新の情勢に関する地方公共団体間における情報交換を円滑にするための支援。

施策グループ 4

<⑥ 水辺・海辺空間の保全・再生・創出>

- 重点的な取り組みの実施。

i-a. 景観阻害要因となっている消波ブロックの除却

今後も社会資本整備総合交付金をもって、継続的に事業が進められ、消波ブロックの除去が完了する予定。

i-b. 干潟の再生

環境影響などについても十分に検討した上で、引き続き干潟の再生を推進していく。

- より良好な処理水質が得られる下水の高度処理の原則化等、水質汚濁が慢性化している大都市圏の海や汚濁の著しい河川等における水質の改善。

ii. 高度処理の推進

引き続き、三大湾や指定湖沼などの閉鎖性水域における水質改善を着実に推進するために、計画的な投資と事業展開が必要であるとともに、効率的な事業執行を図っていく。

iii. 合流式下水道の改善

引き続き新技術の導入や各種支援制度の活用を推進するとともに、対策が遅れている自治体に対し、技術的助言を行っていくこととしている。

iv. 大都市圏の海や汚濁の著しい河川等における水質の改善

- ・引き続き、河川・湖沼・閉鎖性海域における水質改善を着実に推進するために、計画的な投資と事業展開が必要であるとともに、効率的な事業執行を図っていく必要がある。

- ・より地域の実情に即した下水道整備及び河川・湖沼の水質浄化を推進していく。

- 豊かな水量の確保や消波ブロック・放置艇等景観阻害要因の除却による水辺・海辺空間の再生。

v. 水循環に係る総合的な計画の進捗

引き続き、清流ルネッサンス対象河川において、計画に基づく施策の推進に努めていく。

vi. 放置艇等景観阻害要因の除去

港湾においては、放置艇を削減するため、「規制措置」と「係留・保管能力の向上」を引き続き推進する。また、港湾、河川、漁港といった水域別に限定することなく、各水域管理者及び関係者と連携・協力して、放置艇対策を推進する。

- 親水・交流拠点の整備等による新たな水辺・海辺空間の創出、住民、NPO等の参画の推進。

vii. 新たな水辺・海辺空間の創出

沿川のまちと一体となり良好な河畔を確保するために今後も関係機関と一体となって、重点的に水辺整備事業を実施する必要がある。

viii. 地方公共団体や地元住民と連携した川づくり

沿川のまちと一体となり良好な河畔を確保するための総合的な支援策である「かわまちづくり支援制度」を用いた地域の景観、歴史、文化及び観光という「資源」や地域の創意としての「知恵」を活かし、地方公共団体や地元住民との連携の下で立案された実現性の高い河川や水辺の整備・利用を着実に推進していく。

施策グループ 5

<⑧ 電線類地中化の推進>

- コスト縮減方策の検討を行うと同時に、地域住民や電力事業者・通信

		<p>事業者の協力を得ながら、同時整備（道路の新設又は拡幅と一体的に行う電線共同溝の整備）や軒下・裏配線等のコスト縮減のための無電柱化手法を積極的に活用しつつ、無電柱化を推進。</p> <p>施策グループ 6 <⑨ 地域住民、NPOによる公共施設管理の制度的枠組みの検討>・ <⑩ 多様な担い手の育成と参画推進> ○地域住民やNPOによる公共施設管理の制度的枠組みの検討や多様な担い手の育成と参画推進の取り組みの継続。 ○公共施設の管理への地域住民、NPOの参画がより一層促進され、地域特性に合わせた景観形成が促進されるよう取り組みを継続するとともに、人材育成についても取組を充実させることが必要。 ○良好な景観形成に関する活動への参加を促進するため、多様な担い手が活動できる場の提供数の拡大及び活動に関する情報の国民への周知。</p> <p>施策グループ 7 <⑪ 市場機能の活用による良質な住宅等の整備促進> ○評価結果を踏まえ、住宅ストックの質の向上を図る取り組みや、市場における適正な取引の実現に資する施策等を通じ、引き続き、適切に維持管理された住宅ストックが円滑に流通する市場環境を整備する。これにより、良質な住宅ストックが将来世代へ承継されるとともに、国民が求める住宅を無理のない負担で安心して選択できる市場の実現を目指す。</p> <p>施策グループ 8 <⑫ 地域景観の点検促進> ○地域景観の点検を促進する取り組みを継続するとともに、点検結果を効率的かつ効果的に事業に反映させるため、効果の高い事業に重点化を図り改善を推進していくとともに、景観改善の成功事例を収集し、周知。 ○既存の法令に基づく、良好な景観の形成のための協議の枠組みの活用による点検の持続性の確保。</p> <p>施策グループ 9 <⑬ 保全すべき景観資源データベースの構築>・<⑭ 各主体の取り組みに資する情報の収集・蓄積と提供・公開> ○景観に関する情報が一元的に得られるよう、景観ポータルサイトと景観まちづくりホームページの内容及び役割分担の整理を行うとともに、相互のリンクを充実する等の改善を図る。 ○景観に関する情報提供を行う関連部署間の連携により、先進事例をはじめとする景観形成の取り組み状況や事例、顕彰など、国民や地方公共団体が求めている情報の充実を図るとともに、より一層の周知と適切な維持管理を行うことによって、閲覧者の増加と情報の充実の好循環につなげる。</p> <p>施策グループ 10 <⑮ 技術開発> ○着実に技術開発が実施されており、また、その成果には実際の良好な景観形成の取り組みに活用されているものもみられることから、本施策が美しい国づくり（良好な景観形成）に対して一定の効果をあげているといえる。一方、実施された技術開発は、実用化までに時間を要するものもあり、全てが現時点で活用されているものではないことから、今後の各技術群の技術開発成果の活用状況にも留意しながら、大綱に基づき推進される取り組みの前提となる条件整備の動向を踏まえ、必要に応じて今後の技術開発の企画・立案等に反映するものとする。</p>
3	指定等法人に対する国の関与等の透明化・合理化－指定等法人が行う事	<p>【引き続き推進】 今後、事務・事業を継続していくに当たり、引き続き「競争環境の確保、民間参入の拡大」「事務・事業の有効性の把握」「社会的ニーズの</p>

	務・事業の検証一	把握とそれを踏まえた検討」について取り組む。 また、事務・事業の必要性や有効性、指定等の妥当性等についても不断に検証し必要な見直しを引き続き図っていくこととする。
4	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）	<p>【引き続き推進】</p> <p>①バリアフリー法に基づく基本方針（告示）に定める各施設等のバリアフリー整備目標の達成状況 地方部においてもバリアフリー化がなされるよう、全国展開を推進するための方策について検討を行う。また、大都市部における残存している課題についても対応を行うことが必要であり、例えば、鉄道について、整備困難駅への対応やホームドア等の設置等の高度なバリアフリー化を促進するための方策について検討を行う。</p> <p>②市町村が作成する基本構想の作成状況 基本構想作成の提案制度の活用や、各市町村における基本構想作成状況の公表といった、市町村の取組を促す方策についてより一層の取り組みを行う。</p> <p>③心のバリアフリーの推進 「バリアフリー教室」について、全国の小中学校をターゲットとするような取組について検討。 また、公共交通事業者等において教育訓練の徹底や訓練内容の質の向上がなされるよう、事業者等に対する助言・指導等にも力を入れて取り組む。</p>
5	地域公共交通の活性化及び再生に関する法律	<p>【引き続き推進】</p> <p>これまでの事業の分析を踏まえた地域公共交通に係る計画策定等のための「手引き」を作成し、これを地域に提供する。</p>
6	土砂災害防止法	<p>【引き続き推進】</p> <p>1. 基礎調査・区域指定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地方負担の軽減に向けた取り組みの実施（基礎調査に対する交付税措置） ・関係都道府県から遅れている原因等を聴き取り ・区域指定にあたり市町村・住民の反対等がある場合の国の指定の考え方を提示 ・原因分析に基づく具体的な助言（指定単位の適切な設定等） ・先行している都道府県の取り組みに関する情報提供 ・法第4条に基づく基礎調査結果の国への報告 ・法第28条に基づく国の緊急時の指示の運用 ・基礎調査、区域指定の実施状況等の定期的な公表（地方自治体単位） ・2回目以降の基礎調査に関する方針の提示 <p>2. 警戒避難体制</p> <ul style="list-style-type: none"> ・都道府県・市町村の警戒避難関係部局の連携を要請する通知を関係省庁と発出 ・警戒避難体制の整備に関して取り組むべき内容について国や都道府県から市町村へ周知、取り組み状況に関する国、都道府県、市町村間の情報の共有 ・避難勧告発令基準等の設定に関する市町村への技術的助言等の支援を継続 ・ハザードマップ作成等について国や都道府県から市町村への周知、取り組み状況に関する国、都道府県、市町村間の情報の共有 ・ハザードマップ作成等に関する市町村への技術的助言等の支援 ・ハザードマップ作成に係る交付金制度の周知 ・ハザードマップ作成に係る交付金の活用事例の紹介 <p>3. 移転支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住民説明用の分かりやすい資料の作成 ・住民説明会の場等を通じた移転支援制度の周知浸透等 ・移転勧告に関する国の考え方について提示
7	住宅・建築物の耐震化の促	【引き続き推進】

	進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地震防災マップの策定・公表の推進等により地震リスクに関する情報等を積極的に発信し、国民に耐震化の必要性を浸透させていくことが必要。 ・ 住宅を選ぶ際に耐震性の有無を考慮できる環境を整備することが必要。 ・ 地方公共団体の補助制度の創設の働きかけや、安価な耐震改修工法の開発の促進により、耐震改修コストについて実際の負担額を支払い可能額に近づけることが有効。 ・ 耐震アドバイザーの派遣、耐震改修工法の表彰等により、業者・工法等に対する信頼性を補完することが有効。 ・ これまでも一定の施策を講じてきたが、耐震化目標の達成に向けより一層補助制度等の効果をあげるために、これらの方向に沿った更なる施策展開が必要。
8	港湾の大規模地震対策	<p>【引き続き推進】</p> <p>① 被災地域への緊急物資等の円滑な輸送の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 災害時に緊急物資等の輸送を円滑に行うためには、地域防災計画に港湾施設の災害時の役割等を位置付け、関係機関の認識を共有しておく必要がある。そのため、整備済耐震強化岸壁がある港湾において、地域防災計画に位置付けのない緑地等オープンスペース及び臨港道路については、早急に位置付けるよう港湾管理者に働きかけていく。なお、臨港道路については、耐震強化岸壁までのルートを緊急輸送道路に指定するよう港湾管理者に働きかけていく。 ・ 国として、訓練を実施する場合や協定を締結する際の考え方等を整理した、応急復旧等に係るガイドラインを策定し、協定の締結や訓練の実施を港湾管理者に働きかけていく。特に協定締結先である荷役業者等の民間事業者とともに必要な訓練内容を検討し、役割分担を確認する等、より実践的な訓練を行うことを働きかけていく。また、地方整備局等についても、協定先の民間事業者と訓練内容の検討を行った上で訓練等を実施し、実効性を高める。 ・ 耐震強化岸壁については、東日本大震災では緊急支援物資の受け入れのみならず、被災地の生活再建、地域経済の復興に不可欠な物流機能の維持に大きな役割を果たすことが改めて認識されたことから、今後さらにその効果を検証し、全国の配置計画を検討する。また、緑地等オープンスペースの確保を進め、既存耐震強化岸壁の輸送機能強化を図る。 ・ 耐震強化岸壁の背後に緑地等オープンスペースの必要面積を確保できていない港湾においては、岸壁周辺の民間用地所有者や埠頭用地の利用者と発災時の利用について協定を締結する等、早急に代替措置を講ずるよう港湾管理者に働きかけていく。また、発災時のオープンスペースの具体的な利用計画を定めておくよう港湾管理者に働きかけていく。 <p>② 広域かつ甚大な被害への対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 川崎港東扇島地区基幹的広域防災拠点においては、今後の訓練で緊急物資の取扱能力等定量的な検証を実施するとともに、より多くの機関の参加を得て、物資の供給可能範囲の広域化を図る。 ・ 堺泉北港堺2区基幹的広域防災拠点においては、平成23年度末の暫定供用開始に向け、整備を推進するとともに、管理・運用体制の構築を行う。 ・ 中部圏においては、名古屋港周辺地域における基幹的広域防災拠点の整備の具体化を関係機関と協働で行っていく。 <p>③ 基幹的な国際海上コンテナ輸送等の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 港湾BCPについては、港湾管理者や荷役業者等の民間事業者とともにそれぞれの役割を確認する等の調整を行い、代替ルートを確保するための方策や復旧の工程表等の具体的な検討を行う等の取り組みを推進する。 ・ 震災後の国際・国内幹線物流を確保するため、全国の国際海上コンテナターミナル・フェリーターミナル・ROROターミナルの耐震化に係る方針を定め、整備を計画的に進める。

		<ul style="list-style-type: none"> ・国際戦略港湾の選定を踏まえ、京浜港及び阪神港については、重点投資により、早急に耐震強化岸壁等の整備を図る。 ・コンテナターミナル等の耐震化を促進するため、整備スケジュールを関係者で検討した上で、利用に関わる合意を得つつ、地域防災計画に位置づけることを徹底する。 ・コンテナクレーンの耐震/免震化を促進するため、コンテナクレーンを供用させながら免震化するための技術的課題や財政上の方策等について検討する。 <p>④ 大規模津波に対する防護</p> <ul style="list-style-type: none"> ・東日本大震災を受けて、内閣府中央防災会議において「東北地方太平洋沖地震を教訓とした地震・津波対策に関する専門調査会」が設置され、今後の津波対策を構築するにあたって、「発生頻度の高い津波」と「最大クラスの津波」の2つのレベルの津波を想定することとなった。この2つのレベルの想定津波に対し、総合的な津波対策を講じていく。 ・津波ハザードマップが未作成である地域については、引き続き社会資本整備総合交付金により支援を行う。また、津波ハザードマップの作成・公表においては、予想される津波高に応じて市町村が適切に避難指示等を発令できるよう、津波警報等に対応した複数の避難対象地域を示すことができるようなハザードマップの作成やそれを活用した避難指示等の発表、防災体制の構築等に努めていくとともに、GPS波浪計を活用した避難に係る情報提供システムの強化・多重化を推進する。 ・津波の到達時間を考慮し、港湾の労働者や利用者の避難施設を浸水想定区域内に設ける。 ・想定津波高に対して海岸堤防の高さが充足していない地域については、まずはハザードマップ等の代替となるソフト施策を講ずる。さらに一旦被災すると甚大な人的・経済的な被害が生じる恐れのある地域（重要沿岸域）において、海岸堤防等の嵩上げや津波防波堤の整備などのハード対策を進めていく。ハード対策の実施に当たっては、防護ラインの設定・見直しをしつつ、他の施設を津波防災施設として活用することも検討する。また、湾奥部に産業・物流施設等が集積する港湾においては、湾口防波堤や海岸保全施設を組み合わせた総合的な防護方式を検討する。さらに、最大クラスの津波に対して、破滅的な倒壊はしにくい粘り強い構造を目指す。 ・東日本大震災を受けて、全国の港湾において、地方整備局、地方自治体や民間団体などが参画する協議会を開催し、施設の耐震性の向上、避難対策の強化、漂流物対策等のソフト・ハードを組み合わせた総合的な津波対策などの検討を行い、地震・津波対策基本方針を策定する。 ・海岸堤防の耐震化については、依然として耐震調査を行う延長が多く存在することから、チャート式耐震診断システム等による技術支援、耐震調査を行うとともに、優先度を考慮して耐震化を進めていく。 ・堤外地における対策については、港湾内に立地する産業や港湾の物流機能に対して津波が与える影響が甚大であることから、コンテナ等の漂流物対策等について、検討していく。
9	市町村の防災判断を支援する気象警報の充実	<p>【引き続き推進】</p> <p>気象警報等の改善は効果的な取り組みと評価されており、さらなる定着に向けて普及に努める必要があることから、今後の対応方針として下記事項についての取り組みを進める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市町村内の土砂災害や洪水の危険度を表したメッシュ情報の活用の促進 ・重大な災害をもたらす記録的な大雨等の現象が発生もしくは予想される場合に、よりの確に自治体及び住民に伝わるよう改善 ・住民の防災行動の観点から情報の体系を検証し、防災行動の各段階により適合した防災気象情報となるよう改善 ・災害時の円滑な防災活動に備えるため、防災機関、一般住民を含めた社会全体における理解、普及の促進

②以下の8テーマについては、政策レビュー（総合評価方式）を実施中であり、平成24年度に評価結果を取りまとめる予定。

No.	評価対象政策
1	技術研究開発の総合的な推進
2	環境政策の推進
3	国土形成計画（全国計画）
4	トン数標準税制の導入による安定的な国際海上輸送の確保
5	航空自由化の推進
6	新たな北海道総合開発計画の中間点検
7	緊急地震速報の利用の拡大
8	新たな船舶交通安全政策の推進

(4) 個別公共事業の評価（事業評価方式）

①事前評価（新規事業採択時評価）した個別公共事業〈24年度予算概算要求時〉

平成24年度予算概算要求に当たって、政府予算案の閣議決定時に個別箇所で予算措置を公表する事業に係る12事業を対象として新規事業採択時評価（事業評価方式）を実施し、その結果を平成23年9月30日に「平成24年度予算概算要求に係る個別公共事業評価書」として公表。

No.	事業区分		政策評価の結果の政策への反映状況
1	海岸事業	直轄事業	それぞれの事業について、平成24年度予算概算要求に反映した。
2	港湾整備事業	直轄事業	それぞれの事業について、平成24年度予算概算要求に反映した。
3	官庁営繕事業		それぞれの事業について、平成24年度予算概算要求に反映した。
4	船舶建造事業		それぞれの事業について、平成24年度予算概算要求に反映した。
5	海上保安官署施設整備事業		それぞれの事業について、平成24年度予算概算要求に反映した。

②事前評価（新規事業採択時評価）した個別公共事業〈23年度第3次補正予算に係る評価〉

平成23年度第3次補正予算に係る評価として、23事業を対象として新規事業採択時評価（事業評価方式）を実施し、その結果を平成23年10月28日に「平成23年度第3次補正予算に係る個別公共事業評価書」として公表。

No.	事業区分		政策評価の結果の政策への反映状況
1	道路・街路事業	直轄事業等	それぞれの事業について、平成23年度第3次補正予算に反映した。
		補助事業等	それぞれの事業について、平成23年度第3次補正予算に反映した。
2	船舶建造事業		それぞれの事業について、平成23年度第3次補正予算に反映した。

③事前評価（新規事業採択時評価）した個別公共事業〈24年度予算要求に係る評価〉

平成24年度予算要求に当たって、政府予算案の閣議決定時に個別箇所で予算措置を公表する事業（道路・街路事業）に係る15事業を対象として新規事業採択時評価（事業評価方式）を実施し、その結果を平成23年11月30日に「平成24年度予算要求に係る個別公共事業評価書」として公表。

No.	事業区分		政策評価の結果の政策への反映状況
1	道路・街路事業	直轄事業等	それぞれの事業について、平成24年度予算要求に反映した。
		補助事業等	それぞれの事業について、平成24年度予算要求に反映した。

④事前評価（新規事業採択時評価）した個別公共事業〈24年度予算に向けた事業（直轄事業等）〉

平成24年度予算に向けた評価として、直轄事業等について、14事業を対象として新規事業採択時評価（事業評価方式）を実施し、政府予算案の閣議決定時に個別箇所で予算決定された17事業を含め、その結果を平成24年1月30日に「個別公共事業の評価書－平成23年度－」として公表。

No.	事業区分		政策評価の結果の政策への反映状況
1	河川事業	直轄事業	それぞれの事業について、平成24年度予算に反映させることとした。
2	砂防事業等	直轄事業	それぞれの事業について、平成24年度予算に反映させることとした。
3	道路・街路事業	直轄事業等	それぞれの事業について、平成24年度予算に反映させることとした。
4	港湾整備事業	直轄事業	それぞれの事業について、平成24年度予算に反映させることとした。
5	道路・街路事業	直轄事業等	それぞれの事業について、平成24年度予算に反映させることとした。
6	港湾整備事業	直轄事業	それぞれの事業について、平成24年度予算に反映させることとした。

⑤事前評価（新規事業採択時評価）した個別公共事業〈23年度予算に向けた事業（補助事業等）〉

平成24年度予算に向けた評価として、補助事業等について、68事業を対象として新規事業採択時評価（事業評価方式）を平成23年度内に実施し、政府予算案の閣議決定時に個別箇所で予算決定された1事業を含め、その結果を平成24年4月6日に「個別公共事業の評価書（その2）－平成23年度－」として公表。

No.	事業区分		政策評価の結果の政策への反映状況
-----	------	--	------------------

1	河川事業	補助事業等	それぞれの事業について、平成24年度予算に反映させることとした。
2	道路・街路事業	補助事業等	それぞれの事業について、平成24年度予算に反映させることとした。
3	都市・幹線鉄道整備事業		それぞれの事業について、平成24年度予算に反映させることとした。
4	住宅市街地総合整備事業		それぞれの事業について、平成24年度予算に反映させることとした。
5	都市公園事業	補助事業等	それぞれの事業について、平成24年度予算に反映させることとした。
6	離島振興特別事業		それぞれの事業について、平成24年度予算に反映させることとした。
7	奄美群島振興開発事業		それぞれの事業について、平成24年度予算に反映させることとした。
8	小笠原諸島振興開発事業		それぞれの事業について、平成24年度予算に反映させることとした。
9	道路・街路事業	補助事業等	それぞれの事業について、平成24年度予算に反映させることとした。

⑥事後評価（再評価）を実施した個別公共事業（23年度予算（ダム事業）に係る評価）

平成23年度予算に係る評価として、ダム関係の事業を対象に再評価（事業評価方式）を実施し、4事業について「個別公共事業の評価書（ダム事業）」として平成23年5月19日に、8事業について「個別公共事業の評価書（ダム事業）その2」として8月12日に、3事業について「個別公共事業の評価書（ダム事業）その3」として8月26日に、3事業について「個別公共事業の評価書（ダム事業）その4」として10月27日にそれぞれその結果を公表。

No.	事業区分		政策評価の結果の政策への反映状況
1	ダム事業	直轄事業	平成23年度予算に反映した。 ・事業を中止：1件
		補助事業	平成23年度予算に反映した。 ・事業を継続：13件 ・事業を中止：4件

⑦事後評価（再評価）を実施した個別公共事業（24年度予算概算要求時実施）

平成24年度予算概算要求に当たって、政府予算案の閣議決定時に個別箇所です予算措置を公表する事業を対象に再評価（事業評価方式）を実施し、32事業について「平成24年度予算概算要求に係る個別公共事業評価書」として平成23年9月30日に、「平成24年度予算概算要求に係る個別公共事業評価書」において評価手続中となった1事業について「個別公共事業の評価書（ダム事業）その4」として10月27日にそれぞれその結果を公表。

No.	事業区分		政策評価の結果の政策への反映状況
1	ダム事業	直轄事業等	平成24年度予算概算要求に反映した。 ・事業を継続：29件
2	空港整備事業	補助事業	平成24年度予算概算要求に反映した。 ・事業を継続：1件
3	官庁営繕事業		平成24年度予算概算要求に反映した。 ・事業を継続：1件 ・事業を見直し継続：1件
4	ダム事業	直轄事業等	平成24年度予算概算要求に反映した。 ・事業を中止：1件

⑧事後評価（再評価）を実施した個別公共事業（23年度第3次補正予算に係る評価）

平成23年度第3次補正予算に係る評価として、1事業を対象に再評価（事業評価方式）を実施し、その結果を平成23年10月28日に「平成23年度第3次補正予算に係る個別公共事業評価書」として公表。

No.	事業区分		政策評価の結果の政策への反映状況
1	道路・街路事業	直轄事業等	平成23年度第3次補正予算に反映した。 ・事業を継続：1件

⑨再評価を実施した個別公共事業（24年度予算（ダム事業）に係る評価）

平成24年度予算に係る評価として、ダム関係の事業を対象に再評価（事業評価方式）を実施し、1事業について「個別公共事業の評価書（ダム事業）その5」として平成24年1月26日に、4事業について「個別公共事業の評価書（ダム事業）その6」として2月13日にそれぞれその結果を公表。

No.	事業区分		政策評価の結果の政策への反映状況
1	ダム事業	直轄事業	平成 24 年度予算に反映させることとした。 ・事業を継続：1 件
		補助事業	平成 24 年度予算に反映させることとした。 ・事業を継続：3 件 ・事業を中止：1 件

⑩事後評価（再評価）を実施した個別公共事業〈24年度予算に向けた事業（直轄事業等）〉

平成24年度予算に向けた評価として、直轄事業等について、424事業を対象として再評価（事業評価方式）を実施し、政府予算案の閣議決定時に個別箇所で予算決定された31事業を含め、その結果を平成24年1月30日に「個別公共事業の評価書－平成23年度－」として公表。

No.	事業区分		政策評価の結果の政策への反映状況
1	河川事業	直轄事業	平成 24 年度予算に反映させることとした。 ・事業を継続：109 件
2	砂防事業等	直轄事業	平成 24 年度予算に反映させることとした。 ・事業を継続：26 件
3	海岸事業	直轄事業	平成 24 年度予算に反映させることとした。 ・事業を継続：14 件
4	道路・街路事業	直轄事業等	平成 24 年度予算に反映させることとした。 ・事業を継続：203 件 ・事業を見直し継続：3 件 ・事業を中止：1 件
5	港湾整備事業	直轄事業	平成 24 年度予算に反映させることとした。 ・事業を継続：58 件 ・事業を見直し継続：1 件
6	都市公園事業		平成 24 年度予算に反映させることとした。 ・事業を継続：9 件
7	ダム事業	直轄事業等	平成 24 年度予算に反映させることとした。 ・事業を継続：28 件 ・事業を中止：1 件
8	官庁営繕事業		平成 24 年度予算に反映させることとした。 ・事業を継続：1 件 ・事業を見直し継続：1 件

⑪事後評価（再評価）を実施した個別公共事業〈24年度予算に向けた事業（補助事業等）〉

平成24年度予算に向けた評価として、補助事業等について、90事業を対象として新規事業採択時評価（事業評価方式）を平成23年度内に実施し、政府予算案の閣議決定時に個別箇所で予算決定された1事業を含め、その結果を平成24年4月6日に「個別公共事業の評価書（その2）－平成23年度－」として公表。

No.	事業区分		政策評価の結果の政策への反映状況
1	河川事業	補助事業等	平成 24 年度予算に反映させることとした。 ・事業を継続：1 件
2	ダム事業	補助事業	平成 24 年度予算に反映させることとした。 ・事業を継続：9 件
3	道路・街路事業	補助事業等	平成 24 年度予算に反映させることとした。 ・事業を継続：32 件 ・事業を中止：1 件
4	土地区画整理事業	補助事業等	平成 24 年度予算に反映させることとした。 ・事業を継続：1 件
5	港湾整備事業	補助事業	平成 24 年度予算に反映させることとした。 ・事業を継続：23 件
6	都市・幹線鉄道整備事業		平成 24 年度予算に反映させることとした。 ・事業を継続：2 件
7	整備新幹線整備事業		平成 24 年度予算に反映させることとした。 ・事業を継続：2 件
8	住宅市街地基盤整備事業		平成 24 年度予算に反映させることとした。 ・事業を継続：3 件

9	住宅市街地総合整備事業		平成 24 年度予算に反映させることとした。 ・事業を継続：15 件
10	都市公園事業	補助事業等	平成 24 年度予算に反映させることとした。 ・事業を継続：1 件
11	空港整備事業	補助事業等	平成 24 年度予算に反映させることとした。 ・事業を継続：1 件

⑫事後評価（評価手続中となっていた個別公共事業について再評価）を実施したもの

平成 21 年度国土交通省事後評価実施計画に基づき、評価手続中となっていた個別公共事業 1 事業を対象として再評価（事業評価方式）を平成 23 年度内に実施し、その結果を平成 24 年 4 月 6 日に「個別公共事業の評価書（その 2）－平成 23 年度－」として公表。

No.	事業区分		政策評価の結果の政策への反映状況
1	ダム事業	補助事業	平成 24 年度予算に反映させることとした。 ・事業を中止：1 件

⑬事後評価（完了後の事後評価）を実施した個別公共事業

事業完了後の一定期間（5 年以内）が経過した 67 事業を対象として完了後の事後評価（事業評価方式）を平成 23 年度内に実施し、その結果を平成 24 年 4 月 6 日に「個別公共事業の評価書（その 2）－平成 23 年度－」として公表。

No.	事業区分		政策評価の結果の政策への反映状況
1	河川事業	直轄事業	再事後評価、改善措置の必要なし 15 件
2	ダム事業	直轄事業等	再事後評価、改善措置の必要なし 3 件
3	砂防事業等	直轄事業	再事後評価、改善措置の必要なし 2 件
4	道路・街路事業	直轄事業等	再事後評価、改善措置の必要なし 31 件
5	港湾整備事業	直轄事業	再事後評価、改善措置の必要なし 8 件
6	空港整備事業	直轄事業	再事後評価、改善措置の必要なし 1 件
7	都市・幹線鉄道整備事業		再事後評価、改善措置の必要なし 3 件
8	航路標識整備事業	直轄事業	再事後評価、改善措置の必要なし 1 件
9	官庁営繕事業		再事後評価、改善措置の必要なし 3 件

(5) 個別研究開発課題の評価

①事前評価を実施した個別研究開発課題〈24年度予算概算要求時〉

新規課題として開始しようとする50の個別研究開発課題を対象として事前評価（事業評価方式）を実施し、その結果を平成23年9月30日に「平成24年度予算概算要求等に係る個別研究開発課題評価書」として公表。外部評価を活用して必要性、効率性、有効性等の観点から分析し、採択が妥当と結論。その結果を踏まえ、平成24年度予算に反映した。

No.	個別研究開発課題の名称	政策評価の結果の政策への反映状況
1	研究開発課題 50 課題 （個別の課題名については表 17-3-ケに記載）	評価結果を踏まえ、平成 24 年度予算概算要求等に反映した。

②事前評価した個別研究開発課題 〈23年度末実施〉

平成24年度概算要求に当たり内容が明らかになった課題を含めた55の個別研究開発課題を対象として事前評価（事業評価方式）を実施し、平成24年3月30日に「個別研究開発課題評価書—平成23年度—」として公表。外部評価を活用して必要性、効率性、有効性等の観点から分析し、採択が妥当と結論。その結果を踏まえ、平成24年度予算に反映した。

No.	個別研究開発課題の名称	政策評価の結果の政策への反映状況
1	研究開発課題 55 課題 （個別の課題名については表 17-3-コに記載）	評価結果を踏まえ、平成 24 年度予算等に反映させることとした。

③事後評価（終了時評価）を実施した個別研究開発課題

研究期間が終了した個別研究開発課題70課題を対象として終了時評価（事業評価方式）を実施し、その結果を平成24年3月30日に「個別研究開発課題評価書—平成23年度—」として公表。外部評価を活用してこれまでの成果を踏まえつつ、必要性、効率性、有効性等の観点から分析し、継続が妥当と結論。その結果を踏まえ、平成23年度予算に反映した。

No.	政策の名称	政策評価の結果の政策への反映状況
1	研究開発課題 70 課題 （個別の課題名については表 17-3-ヌに記載）	評価の結果を踏まえ、今後の研究開発の実施に当たり適切に反映する。

(6) 規制の事前評価 (RIA) (事業評価方式)

規制の新設又は改廃 (19件) に係る政策を対象として評価 (事業評価方式) を実施し、その結果を平成23年4月20日、5月31日、8月31日、10月27日、24年2月3日、2月17日、2月27日、3月1日及び3月12日に「規制の事前評価書」として公表。

No.	政策の名称	政策評価の結果の政策への反映状況
1	東日本大震災により甚大な被害を受けた市街地における建築制限の特例に関する法律案	法律案に反映した。
2	都市再生特別措置法施行令等の一部を改正する政令案	政令案に反映した。
3	下水道法施行令の一部を改正する政令案	政令案に反映した。
4	津波防災地域づくりに関する法律案 (6件)	法律案に反映した。
5	都市再生特別措置法の一部を改正する法律案	法律案に反映した。
6	海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律等の一部を改正する法律案	法律案に反映した。
7	海上運送法の一部を改正する法律案	法律案に反映した。
8	船員法の一部を改正する法律案	法律案に反映した。
9	都市の低炭素化の促進に関する法律案	法律案に反映した。
10	不動産特定共同事業法の一部を改正する法律案	法律案に反映した。
11	国際海陸一貫運送コンテナの自動車運送の安全確保に関する法律案 (3件)	法律案に反映した。
12	下水道法施行令の一部を改正する政令案	政令案に反映した。

(7) 租税特別措置等に係る政策評価（事業評価方式）

①事前評価を実施した租税特別措置等

租税特別措置等に係る20政策を対象として評価を実施し、その結果を平成23年9月30日に「租税特別措置等に係る政策評価書」として公表。

No.	政策の名称	政策評価の結果の政策への反映状況
1	特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の譲渡所得の1500万円の特別控除の延長	評価結果を踏まえ、税制改正要望を行った。
2	特定都市再生緊急整備地域に係る課税の特例措置の拡充	評価結果を踏まえ、税制改正要望を行った。
3	民間都市開発推進機構の行う業務を収益事業の範囲から除外する特例措置の拡充	評価結果を踏まえ、税制改正要望を行った。
4	津波防護施設に関する収用代替資産の取得に係る課税特例等の適用を受ける際の簡易証明書制度の適用	評価結果を踏まえ、税制改正要望を行った。
5	マンション建替事業に係る特例措置の適用範囲の拡大	評価結果を踏まえ、税制改正要望を行った。
6	バリアフリー施設等に係る特別償却制度の創設	評価結果を踏まえ、税制改正要望を行った。
7	対外船舶運航事業を営む法人の日本船舶による収入金額の課税の特例（トン数標準税制）の拡充	評価結果を踏まえ、税制改正要望を行った。
8	関西国際空港土地保有会社の用地整備準備金制度	評価結果を踏まえ、税制改正要望を行った。
9	国庫補助金等の総収入金額不算入等の特例措置の拡充	評価結果を踏まえ、税制改正要望を行った。
10	特定の事業用資産の買換えの場合の譲渡所得の課税の特例の延長	評価結果を踏まえ、税制改正要望を行った。
11	モーダルシフトに資する機関車・コンテナ貨車を取得するための事業用固定資産の買換え等に関する特例措置の延長	評価結果を踏まえ、税制改正要望を行った。
12	街区防災計画（仮称）に基づく事業の推進のための課税の特例措置の創設	評価結果を踏まえ、税制改正要望を行った。
13	街区防災計画（仮称）区域内における特定建築物の耐震改修に係る軽減措置の創設	評価結果を踏まえ、税制改正要望を行った。
14	大規模空間を有する建築物における天井落下予防改修に係る軽減措置の創設	評価結果を踏まえ、税制改正要望を行った。
15	試験研究を行った場合の法人税額等の特別控除	評価結果を踏まえ、税制改正要望を行った。
16	投資法人が買換特例等を	評価結果を踏まえ、税制改正要望を行った。

	適用した場合の導管性要件の見直し	
17	中小企業者が機械等を取 得した場合の特別償却制 度又は税額控除制度(中小 企業投資促進税制)の延長	評価結果を踏まえ、税制改正要望を行った。
18	沖縄の国際戦略観光振興 地域(仮称)及び自然・文 化観光振興地域(仮称)に おける税制上の特例措置 の創設	評価結果を踏まえ、税制改正要望を行った。
19	新関西国際空港株式会社 及び関西国際空港土地保 有会社に係る課税標準の 特例措置の拡充	評価結果を踏まえ、税制改正要望を行った。
20	投資法人等に係る法人住 民税均等割の減免措置の 導入	評価結果を踏まえ、税制改正要望を行った。